



令和7年7月22日  
四国運輸局

## タクシー運賃の改定審査開始について（愛媛地区）

令和7年5月23日、愛媛地区における法人タクシー事業者から運賃改定要請があり、その後、要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、愛媛地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について判断を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の判定にあたって、運賃改定要請（申請）を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判断しました。

現在、愛媛地区は旧愛媛県東予地区、旧愛媛県中予地区及び旧愛媛県南予地区でそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

### ※愛媛地区（愛媛県全域）

旧愛媛県東予地区…愛媛県四国中央市、新居浜市、西条市、今治市及び越智郡

旧愛媛県中予地区…愛媛県松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡、喜多郡内子町（旧上浮穴郡小田町）及び伊予郡

旧愛媛県南予地区…愛媛県宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡（旧上浮穴郡小田町を除く。）西宇和郡、南宇和郡及び北宇和郡

### 1. 要請・申請受付期間

令和7年5月23日 ～ 令和7年8月22日（申請受付中）

### 2. 要請・申請状況（令和7年7月18日時点）

- （1）要請・申請事業者数 58者（愛媛地区法人事業者数141者）
- （2）要請・申請事業者車両数 1029両（愛媛地区法人車両数1716両）
- （3）要請・申請率 59.97%
- （4）要請・申請改定率 15.0～35.5%

### 3. 要請・申請内容

(要請) 普通車※ 1. 0 km まで 600円、214~276m ごとに 100円  
※小型車及び中型車を普通車へ統合

(現行) 【旧愛媛県東予地区】

中型車 1. 1 km まで 590円、265m ごとに 80円

小型車 1. 1 km まで 580円、310m ごとに 80円

【旧愛媛県中予地区】

中型車 1. 1 km まで 590円、260m ごとに 80円

小型車 1. 1 km まで 580円、305m ごとに 80円

【旧愛媛県南予地区】

中型車 1. 1 km まで 590円、255m ごとに 80円

小型車 1. 1 km まで 580円、300m ごとに 80円

(問い合わせ先)

四国運輸局自動車交通部旅客課

担当：宮野・山下・吉本

電話：087-802-6771